

平成 29 年
第 7 回南九州市農業委員会 議事録

- ※ 農地利用最適化推進委員委嘱状交付 13:15～13:30
- ※ 農業委員・推進委員研修（県農業会議大津局長）13:30～14:30

1. 日 時 平成 29 年 7 月 31 日（月） 14:30～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人）

13 番 徳永 映子

5. 傍聴者

寺田 義文 祝迫 正哉 飯山 猛 奥菌 克年 福留 繁美 有村 暢

東 浩一 宮原 福義 塗木 久代 内園 哲郎 上野 康久 塗木 清栄

大隣 講平 仁田尾三男 外菌 順子 内門 章一 桐木平 洋一 六反田 達郎

鮫島 正一 菌田 誠

6. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 46 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 47 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 48 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 49 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 51 号 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 11 南九州市行政改革推進委員会委員の推薦について
- 日程第 12 南九州市人・農地プラン検討会委員の選出について
- 日程第 13 南九州市総合計画審議会委員について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

8. 会議の概要

開 会 午後 2 時 30 分

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。徳永委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 29 年第 7 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告でございますが、議案資料の 132 頁をご覧くださいと

思います。

(諸般の報告をおこなう)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 (諸般報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により5番・宮原 耕一委員，6番・東委員，を指名し，会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日7月31日の1日間としたいと思いますが，ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして，日程第3 議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3筆からの，農地法第18条第6項による通知事案は，3件の合意解約がなされました。内容は，賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん，賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん，他の申し入れです。解約の主導は，すべて貸人主導による所有権移転のためとなっております。地目の内訳は，田が9筆3,868㎡，畑が17筆18,463㎡で，

穎娃地域3件であります。

続きまして、6号からの、農用地利用集積計画による通知事案ですが、17件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が京都府八幡市の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他の申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが9件で、貸し人主導によるものが8件、解約の理由は、耕作者変更によるものが11件、所有権移転によるものが5件、規模縮小によるものが1件となっております。詳細は7号から9号をご覧ください。地目ごとの内訳は、田が8筆で2,744㎡、畑が22筆29,061㎡、合計30筆31,805㎡の合意解約となります。地域別では、穎娃地域4件、知覧地域4件、川辺地域9件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は11号からになります。今回認定されたのは5件です。再認定が4件あります。また青年等就農認定が3件あります。

まず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、採卵鶏を100,000羽で経営していますが、120,000羽に増羽し機械を導入し飼育環境を改善し産卵率を向上させて経営の安定と、省力化に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために卵の自動販売機の増加を図ったり、近代化資金を導入し、生産方式の合理化を希望していません。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、水稻作物を中心に経営を行ってきましたが、新規需要米等及びそばを中心に作付し収益の安定を図りたい考えです。また現在早期米だけであるのを、普通水田にも取り組みたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや、経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しております。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、1人で畑を管理し野菜生産を行ってきましたが、知識不足で失敗も多く、今後優良品種、経営の安定、向上に努め所得の向上に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、優良農地の斡旋や遊休農地の活用による面積拡大と、研修等による経営の合理化や

生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による機械等の導入を希望しています。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで妻と家族協定を締結し2人で切花生産を行い経営も軌道に乗り就農して10年を迎えたことから、経営を法人化し、今まで以上に品質を重視した生産を行い利益率と、労働生産性の高い経営を目指しています。さらに新規品種の栽培にも取り組みたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや遊休ハウスの活用、そして経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金や補助事業を活用してハウスの整備を希望しておられます。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、乳牛80頭で酪農を経営していましたが、成牛頭数を増やし、また、自給飼料の耕作面積を拡大し良質飼料の確保に努め、又飼養環境を見直し防暑対策や牛舎周辺的环境整備を行い乳量、乳質の向上を目指したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや、経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金や補助事業を活用して農業機械の導入を図りたい考えです。尚、再認定等については、お目通しください。

次に、青年等就農認定者について説明いたします。

まず、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。クルクマとエンゼルホルンの組み合わせによる経営に取り組み品質向上と省力化による経営の安定化を図り、技術が向上し次第エンゼルホルンの規模拡大を行いたい考えです。

次に川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。しきみの面積拡大を図り経営の安定と所得の向上を図る考えです。

最後は、南さつま市加世田の〇〇〇〇さんです。スケールメリットを得られる程度の経営規模の拡大を行い経営の安定を図っていききたい、将来は6次産業化にも取組自分の作った牛肉を多くの人に食べてもらいたいとのことです。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

吉崎委員 青年等就農認定者に年齢制限があるのでしょうか。

事務局長 確か49歳だったと思いますが、確認いたします。尚、これまで青年等就農認定については鹿児島県で行っていましたが、権限移譲の関係で市が平成28年から行うようになりました。

議 長 他にはありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず日程第5 議案第46号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

まず調査員の報告をお願いします。

松永委員 7月21日、永山 明美委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないませんので、ご報告いたします。

19号、番号1番です。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇で、畑の432㎡です。申請目的は、申請農地を譲り受けて一般住宅を建築するため、農用地区域から除外をするものです。現地の場所は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の20号から22号をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、ほかの農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。以上、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、番号2番です。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇、他1筆、畑の1,940㎡です。変更理由は、離れて飼育している預託牛を自宅近くの既存の施設で飼育したいため、隣接する申請農地に牛舎及び放牧場を整備するもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の23号から25号の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、既存の牛舎に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。なお、番号1番と番号2番は、同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されておりますので、のちほどご審議していただきます。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 番号1番と番号2番について補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりです。また、土地改良事業等については、番号1番が、県営畑地帯総合土地改良事業（南薩地区西部2工区）が、番号2番が、県営圃場整備事業（頰娃中部地区1工区）が実施されていますが、既に8年以上経過しており問題ありません。土地改良区からは、「やむを得ない」旨の意見書が農振担当課に提出される予定です。このことから、農用地から除外と農用地から農業用施設への用途区分変更は、やむを得ないものと判断されるところです。以上で補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第46号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第46号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第47号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。27号からになります。今回の申請は、所有権移転18件であります。所有権移転について、譲渡人は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他の申請であります。内訳は、田が9筆で5,190㎡、畑が32筆で36,313㎡、合計41筆41,503㎡なっています。理由は、1番が父より、6番が親戚より、10番が伯父より、15番が叔父より、15番が義父より、それぞれ

受贈で、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が251,889円から561,167円で、畑が56,882円から1,196,172円で売買される予定です。地域別では、潁娃6件、知覧5件、川辺7件でございます。農地法第3条第2項各号の判断については、31号から39号の調査書のとおりでございます。また、審議番号16番の営農計画書が、40号のとおりです。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

東 委員 この売買価格ですが、以前とすると切の悪い数字ですが、なにか意味がありますか。

農地係長 1筆100,000円を面積で割りますと切の悪い数字になったところであります。

今市委員 ただ今の価格ですが、畑の1,190,000円というのがあるようですが、どのような土地ですか。畑の価格ではないように思えるのですが。

農地係長 先ほどの1,196,172円の案件ですが、28号、審議番号3番、潁娃町〇〇の畑の836㎡の案件であります。

今市委員 作物はなんですか。

農地係長 お茶が植栽されていて、お茶農家が取得するようです。

今市委員 分かりました。

議 長 他にはございませんか。

今市委員 審議番号の12番・13番・14番の譲受人は〇〇〇〇さんで本業は土木なのですが、ここで果樹を栽培するとありますが、何を栽培する計画ですか。

農地係長 確認できておりませんので、次回報告させてください。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第47号については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第47号案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第48号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。まず穎娃地区調査員の報告をお願いします。

永山委員 42号、審議番号1番です。申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇、畑の4,692㎡のうち253㎡です。申請人は、実家に居住しているが手狭になったため、申請地が実家に隣接し利便がよいことから、一般住宅を建築するものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の43・44号の地図をご覧ください。申請地の南側は実家である宅地に、ほかは自己所有の畑に接しています。現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、緩衝地を設けて建築するので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、申請農地の一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 次に川辺地区調査委員の報告をお願いします。

東委員 7月21日、今市範男委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。

審議番号2番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の1,461㎡です。申請地は、周囲が山林化し、今後も耕作の見込みもないことから山林として管理するものでありますが、すでに平成8年2月に植林し、山林として管理されており、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇で〇〇mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の45・46号の地図をご覧ください。申請地の東側

は道路に、ほかは山林及び畑に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下で排水し、日照通風等については、緩衝地を設けて植林しているので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。申請人は南さつま市金峰町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、他9筆で、畑の15,960㎡です。申請地は、周囲が山林で、取付道路が未整備のため不便であり、今後も耕作の見込みもないことから山林として管理するものでありますが、すでに昭和53年から56年にかけて植林し、山林として管理されており、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の47・48頁の地図をご覧ください。申請地の周囲は、ほとんど山林です。現状のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然硫化で排水し、日照通風等については、周囲に耕作している農地はないので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 審議番号1番から3番について補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号1番と3番が、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号2番は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号1番は、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。審議番号2番と3番は、すでに植林済みで今回始末書が提出され、また資金証明は不要となります。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番から3番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また審議番号1番は、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の一般住宅への転用、審議番号2番と3番の山林への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 審議番号の3番ですが、昭和の時代に植林をしたとあるのですが、なぜ今頃まとまった面積を山林へ転用するのでしょうか。何か目的があるのでしょうか。事務局は何か聞いていませんか。

農地係長 バイオマスの計画がありバイオマスの資源として山林を伐採し使用したい計画のようです。

梶山委員 バイオマスの資源として使用するのにそこまで必要なのでしょうか。バイオマスで使用した後は、どうするか計画があるのでしょうか。地目が山林でないと、バイオマスの資源として使えないのでしょうか。

事務局長 私も定かではないのですが、バイオマス事業が木質の提供をする際に地目が山林でないとそのような事業の提供ができないのかと思います。

議 長 今、事務局長から説明がありましたが、定かでないのでこの件については次回報告してもらおうという事でいかがでしょうか。

吉崎委員 この件を次回報告となると、この審議は保留となるのでしょうか。

事務局長 この案件は、すでに山林化している農地を始末書付きで山林転用を認めるかという事でありまして、元々は、この辺はみかん園が多いところで、その暴風垣等として植えられた木々が山林化したものだと思います。従いまして、その山林化した農地を始末書付きで山林転用を認めるかという事で、バイオマス事業はその次かと思います。

今市委員 私と、東委員と現地調査に行ったのですが、山林化が激しく現地に行けませんでした。私としては仕方ないかと思います。

吉崎委員 現地調査委員がその様に見られたのであれば、私は良いと思います。今後、その様な表現も報告の時伝えて頂ければ、判断の参考になると思います。

議長 他に質問，ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第48号の案件については，申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第48号の案件については申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に，日程第8 議案第49号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって現地調査員のご報告を求めます。まず，穎娃地区分の所有権移転の5件，賃借権設定の1件，使用貸借権設定の1件の報告をお願いします。

松永委員 50号，審議番号1番です。先ほど農振・除外でご審議して頂いた分です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が福島県いわき市の〇〇〇〇さんです。申請農地は，穎娃町〇〇，畑の432㎡です。申請人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築するものです。現地の場所は，穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇mの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の54・55号の地図をご覧ください。申請地の北側と西側は畑に，東側は宅地に，南側は道路に接しています。現状のまま利用し，周囲をブロック積みとするので土砂流出等の恐れはなく，雨水は道路側溝へ，汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については建築高7m程度とするので，隣接農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，一般住宅への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号2番です。先ほど農振・用途区分変更でご審議して頂いた分です。

譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，ほか8

め、
の
た

名です。申請農地は、穎娃町〇〇，他8筆，田の3,379㎡です。申請人は畜産業を営んでおり，離れて飼育している預託牛を自宅近くの既存の施設で飼育したい

隣接する申請地を譲り受けて牛舎及び放牧場を整備するものです。申請地は，穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の56・57の

地図をご覧ください。申請地は東側の一部が既存の牛舎に，西側は水路に，ほかは道路に接しています。最高50cmの盛土及び切土を行いますが，土留め工事をする

め土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で水路に放流し，糞尿は，畜舎に，おが屑を敷き吸着させその後堆肥舎にて堆肥化の処理をします。日照通風等については，牛舎1棟を既存の施設の隣に建築し，ほかは放牧場として利用するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，牛舎及び放牧場への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

永山委員

審議番号3番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，穎娃町〇〇，畑の500㎡です。申請人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を義父から譲り受けて，一般住宅を建築するものです。申請地は，穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の58・59の地図をご覧ください。申請地の西側と南側の

一

部は道路に，ほかは義父所有の畑に接しています。現状のままで利用し，擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝に放流し，汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については，緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，一般住宅への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号4番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん，他1名です。申請農地は，穎娃町〇〇，他1筆で，畑の

1,060

㎡です。申請人は，申請地の隣で自動車修理工場を営んでおり，申請地を譲り受けて車両置場を設置するものですが，すでに昭和60年4月から使用されており，始

末

書が提出されています。申請地は，穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の60・61の地図をご覧ください。申請地の北側は道

路

に，西側は申請人の自動車修理工場に，ほかは畑に接しています。現状のままで利用し，雨水は自然流下としますが，緩衝地を設けるので土砂等の流失する恐れはあ

りません。日照通風等については、車両置場として利用するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、車両置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

が
北
土
次に、51 ㊦の審議番号5番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人鹿児島市喜入町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇、他1筆で、畑の1,133㎡です。申請人は、〇〇〇〇を経営している社会福祉法人です。現在不足している職員及び来園者の駐車場とするため、老人ホームに隣接する申請地を譲り受けて駐車場を整備するものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の62・63 ㊦の地図をご覧ください。申請地の側及び西側と南側は宅地に、ほかは道路に接しています。道路入口を50cm程度切するのみで、現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照通風等については、隣接する農地はないので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

松永委員
借人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇、畑の1,266㎡です。〇〇〇〇跡地で計画している太陽光発電施設の設置工事のため、申請地を借り受けて現場事務所等を設置するもので、3年間の一時転用です。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの太陽光発電施設を計画している〇〇に位置します。詳細は、議案資料の85・86 ㊦の地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、ほかは道路に接しています。道路入口を50cm程度切するのみで、現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、汚水等は汲み取り式の仮設トイレを設置します。日照通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、現場事務所への一時転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

永山委員
次に、87 ㊦、使用貸借権設定の審議番号1番です。借人が薩摩川内市永利町の〇〇〇〇さん、貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇、他1筆で、畑の1,582㎡です。申請地は、実家の近くで管理しやすく、日当たりも良く太陽光発電に適していることから、父親から借り受けて太陽光発電施設を設置す

るものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 88 頁から 90 頁の地図をご覧ください。申請地の北側の一部が宅地に、東側は道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、周囲には防護柵を設けます。雨水は自然流下で道路側溝に放流し、日照通風等については、施設高 1.5m 程度なので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、所有権移転の知覧地区分 3 件と使用貸借権設定の 2 件について報告をお願いします。

宮原委員 7 月 21 日、松村 孝徳委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこなったので、ご報告いたします。

鹿 先ず、51 頁審議番号 6 番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、他 1 筆で、畑の 1,992 m²です。申請人は花屋を営んでおり、自宅の隣接地で利便のいい申請地を譲り受けて、事業規模拡大に伴って不足している資材置場及び大型トラックの駐車場等を整備するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 64・65 頁の地図をご覧ください。申請地の東側は宅地及び畑と山

林 に、南側は申請人宅に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で排水し、日照通風等については、周囲に耕作している畑はなく影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、資材置場等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 7 番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇で、畑の 237 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 66・67 頁の地図をご覧ください。申請地は、西側は道路

に、北側と東側は畑に、南側は宅地に接しています。現状のままで利用し、境界はブロック積みとするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、下水道へ放流します。日照・通風等については、緩衝地を設け建築高 5 m 程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般

住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号8番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇で、畑の450㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の68・69ページの地図をご覧ください。申請地は東側と南側は畑に、

西

側は宅地に、北側は道路に接しています。現状のままで利用し、境界には擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は、下水道へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたしま

す。

議 長

次に、川辺地区分の所有権移転6件について報告をお願いします。

今市委員

先ず、審議番号9番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が神奈川県横浜市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇で、田の375㎡です。申請人は現在、夫所有の住宅に居住しているが、そこを長男に譲り、申請地を譲り受けて一般住宅を建築するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の70・71ページの地図をご覧ください。申請地は、北側

は

田に、東側と西側は宅地に、南側の雑種地に通路を設置し、道路に接続します。

0.3

m程度の盛り土を行い、よう壁を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、下水道（集落排水下水管）へ放流します。日照・通風等については、周囲には耕作している農地はないので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号10番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が川辺

町

〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇で、田の545㎡です。申請地

は、

日当たりが良く太陽光発電に適していることから、譲り受けて太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の72ページから74ページの地図をご覧ください。申請地は、北側が道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、境

界には防護柵を設けます。雨水は自然流下とし、日照・通風等については、緩衝地を設け、施設高 1.5m程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

た。

町

次に、審議番号 11 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が川辺

〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇で、畑の 1,965 m²のうち 497 m²です。申請人は実家住まいで手狭になってきたことから、申請地を父親から譲り受けて、一般住宅を建築するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 75・76 頁の地図をご覧ください。申請地は、

北

側の一部と西側の一部が宅地及び道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用し、のり面の保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜桝を設け側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 12 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が始良

市

〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、他 2 筆で、畑の 1,780 m²で

す。

譲渡人が市外在住で管理できないため、申請地を譲り受け山林として管理するものですが、すでに昭和 50 年頃植林し、山林として管理されており、始末書が提出さ

れ

ています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 77・78 頁の地図をご覧ください。申請地は 3ヶ所あり、それぞれ周囲は

山

林及び山林化した畑に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照・通風等については、緩衝地を設け植林しているので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

東 委員

審議番号 13 番です。譲受人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が鹿児島市〇

〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、他 1 筆で、畑の 1,131 m²です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、譲り受けて太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇に位置し

ます。詳細は、議案資料の79頁から81頁の地図をご覧ください。申請地は、西側が田と宅地に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、境界には防護柵を設置します。雨水は道路側溝に放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断いたしました。

このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号14番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇で、畑の27㎡です。申請人は、

申請地近くの借家及び畑を管理するため、申請地を譲り受けて駐車場を設置するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の82・83頁の地図をご覧ください。申請地は北側と東側は宅地に、西側は畑に、

南側は河川道路に接しています。境界にL型擁壁等を設置し駐車場として利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で放流し、日照・通風等については、

駐車場として利用するので、影響を及ぼす恐れはないと判断いたしました。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、所有権移転の穎娃地区分の審議番号1番から5番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1番から4番が、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われれます。審議番号5番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号4番は、すでに昭和60年4月から車両置場として使用されており、今回始末書が提出され、資金証明は不要となります。ほかは、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号1番と3番は、全額融資で、審議番号2番と5番は、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番から5番とも

農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また審議番号4番は転用済みであり、ほかは、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の一般住宅へ、審議番号2番の牛舎・放牧場へ、審議番号3番の一般住宅へ、審議番号4番の車両置場へ、審議番号5番の駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の知覧地区分の審議番号6番から8番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号6番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号7番と8番は、上水道及び下水道が敷設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に医療機関・〇〇〇〇と公共施設・〇〇〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号6番から7番の申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号6番は、全額自己資金で、審議番号7番と8番は、全額融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号6番から8番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号6番の資材置場・駐車場等へ、審議番号7番の一般住宅へ、審議番号8番の一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の川辺地区分の審議番号9番から14番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号9番から12番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号13番は、都市計画法で「第一種住居地域」として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。審議番号14番は、都市計画法で「準住居地域」として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。審議番号12番は、すでに昭和50年頃植林し山林として使用されており、今回始末書が提出され、資金証明は不要となります。それ以外の審議番号9番、10番、11番、13番、14番の申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号9番と10番は、自己資金と融資で、審議番号11番は、全額融資

で、

審議番号13番と14番は、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号9番から14番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいま

せん。関係行政庁の許認可等については、審議番号 10 番及び 13 番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されております。ほかの審議番号については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 9 番の一般住宅へ、審議番号 10 番の太陽光発電施設へ、審議番号 11 番の一般住宅へ、審議番号 12 番の山林へ、審議番号 13 番の太陽光発電施設へ、審議番号 14 番の駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に 84 号、賃借権設定の審議番号 1 番について補足説明いたします。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、太陽光発電施設の設置工事に係る現場事務所への 3 年間の一時転用となります。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 1 番の現場事務所への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に 87 号、使用貸借権設定の審議番号 1 番から 3 番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号 1 番と 3 番が、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。審議番号 2 番は、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号 1 番から 3 番の申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号 1 番は、全額自己資金で、審議番号 2 番と 3 番は、融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号 1 番から 3 番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号 1 番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されております。ほかの審議番号については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 1 番の太陽光発電施設へ、審議番号 2 番と 3 番の一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 49 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 49 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。96 号からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は広島県福山市の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他 1 名であります。理由は、規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は畑が 1 筆で 3,256 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a あたり 45,000 円で売買される予定です。地域別では、知覧 1 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。98 号から 110 号です。利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 89 件になります。設定面積は、田が 22 筆で 10,978 m²、畑が 109 筆で 173,571 m²、合計 131 筆の 184,549 m²になります。地域別では、颯娃が 25 件、知覧が 9 件、川辺が 56 件、合計 90 件となっております。

次に、「賃貸借権の転貸」の設定であります。111・112 号です。利用権の転貸をするものは川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の転貸を受ける者は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、他 1 件です。設定面積は田が 5 筆の 2,153 m²、畑が 2 筆の 813 m²となっており、合計 7 筆の 2,966 m²になります。地域別では川辺地域 2 件となっております。

次に、「賃貸借権の移転」についてであります。113・114 号になります。利用権を移転する者は鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の移転を受ける者は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他 2 件です。設定面積は、畑が 6 筆の 9,238 m²となっており、地域別では知覧地域 3 件となっております。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。115・116号になります。利用権を設定する者は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は、田が2筆の749㎡、畑が6筆の8,934㎡となっております。合計8筆の9,683㎡になります。地域別では、知覧4件、川辺2件、合計6件となっております。以上でございます。

全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて、耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号1番については田中 司委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号1番除く89件、賃貸借利用権の転貸の全案件と賃貸借利用権の移転の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって議案第50号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号1番除く89件、賃貸借利用権の転貸の全案件と賃貸借利用権の移転の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第50号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。田中 司委員の退室を求めます。
(田中 司委員、退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 1 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。田中司委員の入室を許可いたします。

(田中 司委員，入室)

議長 田中 司委員に報告いたします。議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請通り適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 51 号 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定についてをご説明申し上げます。資料は 118 頁からになります。
(説明する。)

議長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 51 号 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号については原案どおり承認されました。

議 長 次に、日程第 11 農業委員からの南九州市行政改革推進委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 議案書は 122 号からになります。総務課行政改革推進係より南九州市行政課改革推進委員の推薦について依頼がありました。南九州市行政課改革推進委員はいままで田中 泉委員にお願いしていましたが、今回の改選で任期満了により委員を退きましたので、今回、下之門委員を推薦致したいところです。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員からの南九州市行政改革推進委員の選出については、下之門委員を選出したいとのことですが、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、農業委員からの南九州市行政改革推進委員の選出については、下之門委員を選出するというところでよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、日程 11 については、南九州市行政改革推進委員の選出については、下之門委員を推薦するという事で総務課行政改革推進係へ報告いたします。

議 長 次に、日程第 12 農業委員からの「人・農地プラン検討会委員」の選出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは議案書 124 号からになります。「人・農地プラン検討会委員」は 127 号にありますように平成 30 年 3 月 31 日までの任期であります。今回の改選で、知覧の武田豊子さんが任期満了により農業委員の職を退きましたので、その残期間を務めて下さる方を選出しないといけません。知覧の委員で大隣委員は他の団体から選出されておりますので、徳永さんか、菊永さんをお願いしたいところですが、農業委員会からの代表という事で農業に従事しておられる菊永さんをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

議 長 只今、事務局から説明のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、農業委員からの「人・農地プラン検討会委員」の選出については菊永委員を選出するという事でよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、日程 12 については、農業委員からの「人・農地プラン検討会委員」の選出については菊永委員を選出するという事で決定いたします。

議長 次に、日程第 13 南九州市総合計画審議会委員についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 南九州市総合計画審議会の委員につきましては議案書 130 頁にありますように農業委員会の会長への充て職となっておりますので、實代会長にお願いします。

議長 只今、事務局から説明のありました件について、南九州市総合計画審議会委員については、事務局の提案どおり、会長の私で報告することにいたしますが、質問ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、南九州市総合計画審議会委員については、事務局の説明どおり、会長の私で報告することにいたします。

議長 次に、日程第 14 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

事務局長 今後の日程について連絡する

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

農政係長 制服について説明，農業者年金の推進部長の選出について依頼
知覧・松村委員，颯娃・實代会長，川辺・今市委員で決定

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので，以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は
終
了いたしました。

議長 これにて本日の会議を閉じ，併せて平成 29 年第 7 回南九州市農業委員会を閉会
いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午 後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 7 番 _____

会議録署名委員 8 番 _____